

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第 次補正予算)

(国土交通省)

事業名	離島振興特別事業に必要な経費 (離島振興特別事業費補助金)		担当部局庁	国土政策局		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	離島振興課		課長 大野淳
会計区分	一般会計		施策名	39 離島等の振興を図る		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	離島振興法第7条第4項 離島振興法施行令第3条第1号		関係する計画、通知等	無し		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災での離島の孤立化を踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく全国防災としての情報伝達体制・警戒避難態勢の整備に資するよう、大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島における災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを離島振興対策実施地域の有人離島及び当該地域の指定を受けた市町村本庁を対象に補完する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	離島地域自らの創意工夫による自立的発展の促進のため市町村が交流事業を実施する上で、観光客を含めれば日に島の定住人口以上に及ぶことのある島内人口等の安全確保、減災に対応するため、大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島における災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを補完する衛星携帯電話及び非常用電源設備を、離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の有人離島及び当該地域の指定を受けた市町村本庁を対象に整備する。					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	198	—	—	100	298	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
			23年度	(年度)		
	離島振興対策実施地域内の有人離島257島の孤立化対策(情報伝達体制等の整備)による安全確保、減災	島	257	—	離島振興対策実施地域内の有人離島に存する各2集落及び当該地域指定を受けた市町村本庁舎への整備	式 (約572) 約572
単位当たりコスト	(175,000円/1式)		算出根拠	1式(衛星携帯電話及び非常用電源装置各1基)当たりの設置に必要な経費		
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			交流を促進する上で必要となる「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく全国防災としての防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難態勢の整備に資することを目的としている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			東日本大震災での宮城県、茨城県の離島の状態(航路途絶、電話回線不通、ライフラインの途絶)を踏まえた、海による隔絶の中で大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島における、災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを補完する事業。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			本事業では津波等による災害時の通信手段の途絶による離島そのものの孤立化を前提としている。一方、類似事業である内閣府地域防災力向上支援事業では本土の集落を主としつつ集落単位での孤立化に着眼し、当該集落へのアクセス可能な道路の本数や通信手段の数等により孤立化集落となるかを判断している。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			本事業は大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島において、災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを補完施設の整備であるため、効果は実際に大規模地震等による被災時に発揮されるものであり、また定量的に効果を予定するものではないため検証は行っていない。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			離島振興特別事業の一環として整備する事業であり、離島市町村の取組として行われる事業について、属する都道府県が策定した離島振興計画を踏まえて補助するものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			離島振興法を踏まえて国が策定した「離島振興基本方針」において、災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する基本的な事項として「～住民への情報伝達手段を確保する必要がある。」、また「離島地域において災害が発生した場合に備えて、～、安全対策等の施策を講じておくことも必要である。」旨が明記されている。離島振興特別事業は、離島を有する各都道府県がこの方針を踏まえて策定した「離島振興計画」に基づいて、実施されている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			第3次補正予算成立後に直ちに地方公共団体に周知し、交付申請を行うための手続きを行わせる。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予算費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予算費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/ ))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。